

平成27年6月定例会「意見書案」目次

通し番号	件名	趣旨説明者	賛成者
意見書 第4号	フランチャイズ(F C)法の制定を求める意見書	(日本共産党) 今井 光子 < 42 >	(自民党奈良) 西川 均 < 16 >
			(維新の党) 松尾 勇臣 < 19 >
意見書 第5号	子ども・子育て支援新制度の充実を求める意見書	(創生奈良) 阪口 保 < 20 >	(公明党) 大国 正博 < 14 >
			(日本共産党) 山村 幸穂 < 41 >
意見書 第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書	(民主党) 田尻 匠 < 24 >	(自由民主党) 亀田 忠彦 < 1 >
			(創生奈良) 和田 恵治 < 31 >
意見書 第7号	子ども等に係る医療費助成と国保の減額調整措置の見直しを求める意見書	(公明党) 山中 益敏 < 4 >	(民主党) 猪奥 美里 < 3 >
			(自由民主党) 田中 惟允 < 11 >

フランチャイズ(F C)法の制定を求める意見書(案)

いま、コンビニエンスストアや量販店、飲食店などの多くがフランチャイズ(F C)制度と呼ばれる経営体制をとっている。この制度は、オーナーがF C本部との契約により店舗を経営する権利を買い取り、F C本部のマニュアルに基づき従業員を雇い入れ、仕入れや廃棄などの管理販売をおこなう制度である。

ところが、本部から実態とかけ離れた売り上げ予測や目標が示されたり、従業員給与などの経費を低く見積もるなど、オーナーが不利になる契約が問題になっている。また、売り上げ利益に定められた率を乗じて計算し本部に納めるチャージ料(ロイヤルティ)は、廃棄商品や棚卸しロスによる損失も含めて計算されることが多いため、消費期限切れによる廃棄や万引きによる損失がいくら増えても本部は打撃を受けず、オーナーの負担が増える場合がある。

大きな問題は、F Cオーナーを保護するための基本法が制定されていないことである。F C契約に関わる法律としては、中小小売商業振興法や独占禁止法などがあるが、本部の加盟店に対する様々な優越的地位の濫用について加盟店を保護する機能が働いていない。

アメリカの州やE U諸国では、F Cに対する規制法が存在し、適正に運用されている。日本においても、F Cにおける弱者の保護を目的としたF C法制定が必要であり、本議会は政府に対し、早急な制定を求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年七月三日

奈良県議会

子ども・子育て支援新制度の充実を求める意見書（案）

今年四月から本格実施された子ども・子育て支援新制度については、さきの国会で成立した二〇一五年度予算においては、消費税引き上げにともない実施するとされていた保育の量的拡充と質の改善に関する予算が確保されました。

これを受けて実施された国会質疑では、三歳児の職員配置の改善に関する予算が措置されていること（公立施設については、交付税措置済）、公立施設の臨時・非常勤の処遇改善（給与改善及び配置改善）にも消費税・地方消費税の引き上げ分を充てること（給保）が認められていること、公立施設の耐震改修や建設については、交付税措置がなされることなどが確認されました。

こうした状況を受けて、子どもの保育環境と保育士の処遇改善および人材確保が適切に実施されるために、次の項目の早急な実施を要望します。

一 三歳児の保育士の配置を二〇対一から一五対一に改善するための予算を措置し、公民含めて改善を促進すること。

二 保育士の給与については、以下のとおり改善すること。

（一）民間保育士については、新制度の実施により予算が確保されている三％加算と国家公務員給与改善に基づく二％を合わせた五％加算が確実に実施するよう民間保育所を指導・確認すること。

（二）公立保育所の臨時・非常勤等の保育士の給与についても同様の措置を講じること。

三 老朽化等により施設整備を必要とする公立保育施設につい

ては、起債等の活用により建て替え等の措置を講じること。

四 新制度の実施にともない導入された保育教諭の要件を満たすため、保育士となる資格を有していない幼稚園教諭または幼稚園教諭免許を有していない保育士が免許等を取得するための経済的支援および職務上の配慮を実施すること。

五 消費税・地方消費税の引き上げにともなう税収は、社会保障の充実・安定が目的であることから保育の質と保育士の処遇改善に必要な予算の確保と配置基準の更なる改善を進めるなど、適切な執行と執行状況を公表すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年七月三日

奈良県議会

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材の確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をはかる必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、二〇二〇年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

そこで、国民生活を守るため、二〇一六年度の政府予算編成、地方財政計画の策定にあたっては、国民生活を犠牲にするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に次の事項の実現について対策を講じるよう求めます。

- 一 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後、策定する財政健全化計画において、必要な地方一般財源総額の確保を明確にすること。

- 二 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・

ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

三 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化や市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要を把握し適切な対応に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年七月三日

奈良県議会

子ども等に係る医療費助成と国保の減額調整措置の見直しを
求める意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成二十六年補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、次のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

一 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、検討を行い、早急に結論を出すこと。

二 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年七月三日

奈良県議会